

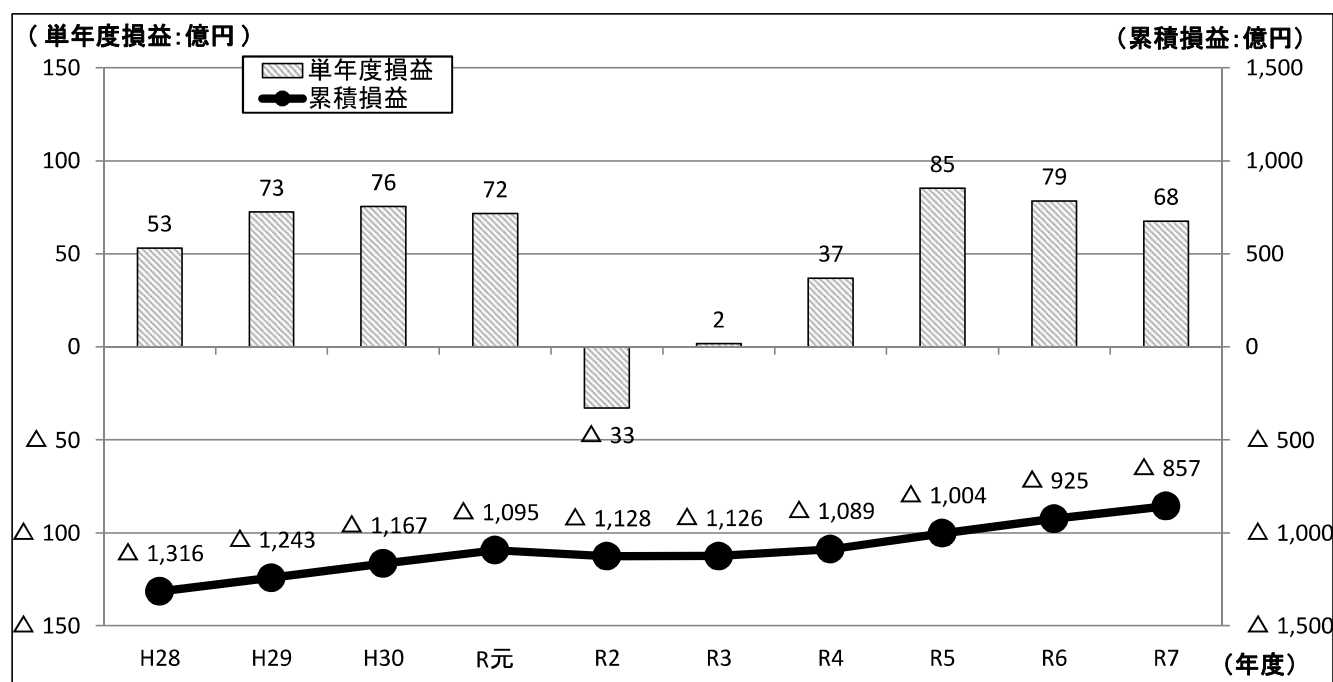
(参考) 経営状況

(1) 損益の状況

(消費税等抜、単位：百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
単年度損益	5,325	7,261	7,656	7,180	△3,280	166	3,709	8,533	7,853	6,772
累積損益	△131,582	△124,321	△116,665	△109,485	△112,765	△112,599	△108,890	△100,357	△92,504	△85,732

※令和5年度までは決算、令和6年度は2月補正後予算、令和7年度は予算案。



(2) 企業債の状況

(単位：百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
起債額	11,000	9,839	14,247	20,816	24,922	25,604	15,452	7,141	20,475	16,993
償還額	20,764	19,621	23,451	33,133	28,793	28,929	20,619	18,536	29,242	24,167
年度末現在高	262,807	253,025	243,821	231,504	227,633	224,308	219,141	207,746	198,979	191,805

前年度比	△9,764	△9,782	△9,204	△12,317	△3,871	△3,325	△5,167	△11,395	△8,767	△7,174
------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	---------	--------	--------

※令和5年度までは決算、令和6年度は2月補正後予算（令和5年度からの繰越を含む）、令和7年度は予算案。

※令和2年度及び令和3年度の起債額には特別減収対策企業債を含む。

Ⅲ. 交通局所管一般会計予算案の内容

(歳入)

款	項	目	令和7年度 予算額 A	令和6年度 予算額 B	比較	
					金額 A-B	率 A/B
			千円	千円	千円	%
21. 財産収入	1. 財産運用収入	2. 利子及び配当金	60,027	67,573	△ 7,546	88.8
23. 繰入金	21. 高速鉄道建設基金繰入金	1. 高速鉄道建設基金繰入金	1,809,364	1,295,758	513,606	139.6
25. 諸収入	12. 雑収入	9. 都市計画費雑収入	911	31,937	△ 31,026	2.9
26. 市債	1. 市債	8. 都市計画債	786,000	800,000	△ 14,000	98.3
合計			2,656,302	2,195,268	461,034	121.0

(歳出)

款	項	目	令和7年度 予算額 A	令和6年度 予算額 B	比較	
					金額 A-B	率 A/B
			千円	千円	千円	%
9. 都市計画費	6. 高速鉄道費	1. 高速鉄道費	7,072,232	6,395,758	676,474	110.6
		2. 高速鉄道建設基金積立金	60,027	67,573	△ 7,546	88.8
合計			7,132,259	6,463,331	668,928	110.3

(地方債)

起債限度額 786,000 千円

説 明
高速鉄道建設基金から生じる利子収入
高速鉄道事業に対する補助金及び出資金の財源に充当するための基金受入金
高速鉄道事業に対する補助金の返還金
高速鉄道事業に対する出資金に充当する起債

説 明	千円		
	7 年度	6 年度	増減
1. 高速鉄道事業に対する補助金	4,569,010	4,576,250	△ 7,240
(23) 繰入金 高速鉄道建設基金受入金	92,142	276,250	△ 184,108
(25) 諸収入 高速鉄道事業費返還金	911	31,937	△ 31,026
2. 高速鉄道事業に対する出資金	2,503,222	1,819,508	683,714
(23) 繰入金 高速鉄道建設基金受入金	1,717,222	1,019,508	697,714
(26) 市債 高速鉄道事業債	786,000	800,000	△ 14,000
1. 高速鉄道建設基金利子収入積立金	60,027	67,573	△ 7,546
(21) 財産収入 高速鉄道建設基金利子収入	60,027	67,573	△ 7,546
【 令和 7 年度末基金積立金残高 7,485,463 千円 】			

令和7年度福岡市高速鉄道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

資 産 の 部		千円	千円
1. 固定資産			346,728,269
(1) 有形固定資産			345,600,790
土地			26,963,515
建物	107,705,042		
減価償却累計額	△ 74,089,724		33,615,318
線路設備	487,910,256		
減価償却累計額	△ 254,597,464		233,312,792
電路設備	48,175,802		
減価償却累計額	△ 27,945,263		20,230,539
その他構築物	3,917,746		
減価償却累計額	△ 1,883,828		2,033,918
車両	47,781,522		
減価償却累計額	△ 31,055,932		16,725,590
機械装置	35,870,665		
減価償却累計額	△ 24,774,197		11,096,468
工具、器具及び備品	1,306,925		
減価償却累計額	△ 850,857		456,068
リース資産	646,231		
減価償却累計額	△ 158,866		487,365
建設仮勘定			679,217
(2) 無形固定資産			1,093,771
(3) 投資			33,708
2. 流動資産			31,061,519
(1) 現金預金			28,554,011
(2) 未収金			1,814,159
(3) 貯蔵品			653,572
(4) その他流動資産			39,777
資産合計			<u>377,789,788</u>

負 債 の 部

	千円	千円
3. 固 定 負 債		173,379,156
(1) 企 業 債		167,423,817
(2) リ ー ス 債 務		448,907
(3) 引 当 金		
退職給付引当金	<u>5,506,432</u>	<u>5,506,432</u>
4. 流 動 負 債		39,595,790
(1) 企 業 債		24,380,851
(2) リ ー ス 債 務		87,187
(3) 引 当 金		
賞与引当金	<u>430,561</u>	430,561
(4) 未 払 金		7,443,648
(5) 前 受 金		4,736,320
(6) 預 り 金		2,507,223
(7) その他流動負債		<u>10,000</u>
5. 繰 延 収 益		95,341,448
(1) 長 期 前 受 金	204,858,189	
収益化累計額	<u>△ 109,579,415</u>	95,278,774
(2) 建設仮勘定長期前受金		<u>62,674</u>
負債合計		<u><u>308,316,394</u></u>

資 本 の 部

6. 資 本 金		<u>144,464,817</u>
7. 剰 余 金		△ 74,991,423
(1) 資 本 剰 余 金		10,741,534
(2) 欠 損 金		<u>85,732,957</u>
資本合計		<u>69,473,394</u>
負債資本合計		<u><u>377,789,788</u></u>

令和7年度福岡市高速鉄道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	千円
当年度純利益	6,771,441
減価償却費	13,782,177
固定資産除却費	601,461
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	283,875
賞与引当金の増減額 (△は減少)	22,110
長期前受金戻入額	△ 3,542,835
受取利息	△ 100
支払利息及び企業債取扱諸費	1,939,690
有形固定資産売却損益 (△は益)	△ 312,058
未収金の増減額 (△は増加)	△ 24,745
貯蔵品の増減額 (△は増加)	△ 62,978
未払金の増減額 (△は減少)	220,065
前受金の増減額 (△は減少)	142,961
預り金の増減額 (△は減少)	75,678
小計	19,896,742
利息の受取額	100
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 1,939,690
業務活動によるキャッシュ・フロー	17,957,152
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△ 10,612,341
固定資産の売却による収入	747,741
一般会計補助金等による収入	3,374,291
国庫補助金等の返還による支出	△ 1,731
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,492,040
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等企業債による収入	16,993,000
建設改良等企業債の償還による支出	△ 24,166,608
一般会計からの出資による収入	2,503,222
リース債務の支払による支出	△ 83,857
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,754,243
資金増加額 (又は減少額)	6,710,869
資金期首残高	21,843,142
資金期末残高	28,554,011

注 記

1 重要な会計方針

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 貯蔵品 先入先出法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

ア 減価償却の方法

- ・車両 定率法
- ・その他 定額法 (ただし、線路設備及び電路設備の取替資産については取替法による。)

イ 主な耐用年数

- ・建物 7～50年
- ・線路設備 15～60年
- ・電路設備 5～45年
- ・車両 13年
- ・機械装置 4～20年

(2) 無形固定資産

ア 減価償却の方法 定額法

イ 主な耐用年数

- ・ソフトウェア 5年
- ・地上権 5年

(3) リース資産

ア 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法による。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における全企業職員の退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当(法定福利費を含む。)の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額(翌年度6月に支給予定の期末・勤勉手当における、当年度12月から3月までの期間に相当する分)を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書

1 重要な非資金取引の内容

(1) ファイナンス・リース取引による資産の取得

当年度に新たに計上する予定のファイナンス・リース取引に係る資産の額は181,800千円、負債の額は199,980千円である。

3 予定貸借対照表

1 企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は令和8年3月31日現在で17,808,242千円、令和7年3月31日現在で20,865,709千円である。

2 引当金の取崩

(1) 退職給付引当金

退職手当を支給するため、退職給付引当金を令和6年度に274,136千円を取り崩す予定である。

(2) 賞与引当金

期末・勤勉手当（法定福利費を含む。）を支給するため、賞与引当金を令和7年度に403,237千円、令和6年度に375,103千円を取り崩す予定である。

4 セグメント情報

1 報告セグメントの概要

福岡市高速鉄道事業会計では高速鉄道事業の単一セグメントのため、セグメント情報の記載は省略する。

5 リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

ただし、リース期間が1年以内又はリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

2 長期継続契約に係るリース債務

負債に計上しているリース債務は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に係るものである。

IV. 交通局組織編成案

令和6年度		令和7年度編成案	
交通事業管理者 定数 560人 (管理者を除く)		交通事業管理者 定数 580人 (管理者を除く)	
交通局 理事		交通局 理事	
総務部 56	総務課 8 職員課 18 教習所 15 【職員課長が兼務】 課長(給与) 【総務企画局人事課長が兼務】 財務課 14	総務部 63	総務課 9 広報戦略課 6 職員課 17 教習所 19 課長(給与) 【総務企画局人事課長が兼務】 財務課 11
営業部 160	営業課 16 DX推進課 9 駅務サービス課 125 広告・駅ナカ事業課 9	営業部 31	営業課 13 DX推進課 9 広告・駅ナカ事業課 8
運転車両部 224	安全推進課 5 運転課 29 運転指令 姪浜乗務事務所 114 橋本乗務事務所 22 車両課 16 姪浜車両工場 21 橋本車両工場 16	運輸部 309	安全推進課 5 運転課 30 運転指令 姪浜乗務事務所 121 橋本乗務事務所 23 駅務管理課 129
施設部 119	技術課 16 計画課 9 施設課 26 課長※建築設備 電気課 26 姪浜保守事務所 22 橋本保守事務所 19	施設車両部 176	技術課 14 計画課 9 施設課 31 課長※建築設備 電気課 27 姪浜保守事務所 22 橋本保守事務所 19 車両課 16 姪浜車両工場 21 橋本車両工場 16
		凡例 <u> </u> 変更 新設	

V. 条例案の概要

議案第 82 号 福岡市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

改正案の概要

第 1 改正の理由

地下鉄の輸送力を増強することにより乗客の利便の向上を図るうえで、事業用車両数の限度を改める必要があるため。

第 2 改正の内容

事業用車両数の上限を、「244両」から「300両」に改める（第 2 条第 3 項関係）。

第 3 施行期日

公布の日

福岡市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

新旧対照表

【下線部分は改正部分】

現 行	改 正 案
<p>第1条 (略)</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 交通事業の事業用車両数は、<u>244</u>両以内とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1条 (同左)</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 交通事業の事業用車両数は、<u>300</u>両以内とする。</p> <p>4 (同左)</p> <p>(同左)</p>

**議案第 83 号 福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の
一部を改正する条例案**

改正案の概要

第 1 改正の理由

交通局において、市長事務部局と同様に、フレックスタイム制の導入、管理職員特別勤務手当の支給時間帯の拡大、特定任期付職員業績手当の廃止及び特定任期付職員への勤勉手当の支給を行うこと等に際して、条例を改正する必要があるため。

第 2 改正の内容

- (1) 管理職員特別勤務手当について、フレックスタイム制の導入に伴う規定の整備（第 12 条の 2 第 1 項関係／勤務時間を割り振らない日に勤務した場合も、手当が支給できるようにするもの）
- (2) 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を、平日深夜帯まで拡大（「午前 0 時から午前 5 時まで」を「午後 10 時から午前 5 時まで」に拡大）することに伴う規定の整備（第 12 条の 2 第 2 項関係）
- (3) 特定任期付職員について、勤勉手当の支給対象とするとともに、業績手当を廃止することに伴う規定の整備（第 2 条第 3 項、第 15 条の 2、第 19 条第 3 項及び第 20 条第 2 項関係）
- (4) 刑法改正（懲役刑及び禁錮刑を廃止し、それらに代わる拘禁刑を創設）に伴う規定の整備（第 16 条第 3 項関係）

第 3 施行期日

第 2 の(1)～(3) … 令和 7 年 4 月 1 日

第 2 の(4) … 令和 7 年 6 月 1 日

**福岡市交通局企業職員の
給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案**

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

旧 (現行)	新 (改正案)
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>及び退職手当とする。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の2 管理職員特別勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち規程で定めるもの(以下「管理職員」という。)が勤務を要しない日、休日又は代休日(次項において「週休日等」という。)に臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により管理者が定める勤務に従事した場合に、当該管理職員に対して支給する。ただし、当該管理職員が代休日に勤務することを免除されて休日に勤務した場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の2 管理職員特別勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち規程で定めるもの(以下「管理職員」という。)が勤務を要しない日、<u>勤務時間を割り振らない日</u>、休日又は代休日(次項において「週休日等」という。)に臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により管理者が定める勤務に従事した場合に、当該管理職員に対して支給する。ただし、当該管理職員が代休日に勤務することを免除されて休日に勤務した場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌</u></p>

日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、当該管理職員に対して管理職員特別勤務手当を支給する。

(特定任期付職員業績手当)

第15条の2 特定任期付職員業績手当は、福岡市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成14年福岡市条例第51号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給することができる。

(退職手当)

第16条 (略)

2 (略)

3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条の規定に該当し退職させられたであろうと認められる者又は基礎在職期間（福岡市職員退職手当支給条例（平成16年福岡市条例第10号）第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。）中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者に係る退職手当の全部又は一部については、支払われる前であつては支給を制限し、支払わ

日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に、当該管理職員に対して管理職員特別勤務手当を支給する。

[削る]

(退職手当)

第16条 (同左)

2 (同左)

3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条の規定に該当し退職させられたであろうと認められる者又は基礎在職期間（福岡市職員退職手当支給条例（平成16年福岡市条例第10号）第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。）中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた者に係る退職手当の全部又は一部については、支払われる前であつては支給を制限し、支払

れた後にあつては返納させ、又はこれに相当するものを納付させることができる。

4・5 (略)

(適用除外)

第19条 (略)

2 育児休業法第18条第1項及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員については、第4条、第6条及び第16条の規定は、適用しない。

3 特定任期付職員については、第4条、第6条、第9条から第11条まで、第13条及び第15条の規定は、適用しない。

(会計年度任用職員の給与)

第20条 (略)

2 フルタイム会計年度任用職員には、第4条、第6条、第7条の2、第12条の2、第13条及び第15条の2の規定は、適用しない。

われた後にあつては返納させ、又はこれに相当するものを納付させることができる。

4・5 (同左)

(適用除外)

第19条 (同左)

2 育児休業法第18条第1項及び福岡市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成14年福岡市条例第51号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により任期を定めて採用された職員については、第4条、第6条及び第16条の規定は、適用しない。

3 任期付職員条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員については、第4条、第6条、第9条から第11条まで及び第13条の規定は、適用しない。

(会計年度任用職員の給与)

第20条 (同左)

2 フルタイム会計年度任用職員には、第4条、第6条、第7条の2、第12条の2 及び第13条の規定は、適用しない。